

保健衛生（健康対策）関係事業の取扱いについて

保健衛生（健康対策）関係事業の取扱いについて提出する。

平成 16 年 3 月 26 日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

保健衛生（健康対策）関係事業の取扱いについて
<p>1．乳幼児医療（市町村単独事業）については、菊池市、泗水町の例により合併時再編し平成 17 年度から実施する。</p> <p>2．老人保健事業の検（健）診等については、次のとおり関係機関と調整し平成 17 年度から実施する。</p> <p>（1）基本健診については、生活習慣病予防の観点から対象者を菊池市の例とし、「LDL コレステロール、HbA1c」の検査項目を追加し合併時に再編する。自己負担額は、70 歳以上を無料とするほか旭志村の例による。</p> <p>（2）胃がん検診については、七城町の例により合併時統合する。</p> <p>（3）大腸がん検診については、七城町の例により合併時統合し、検診委託機関については、合併までに調整する。</p> <p>（4）肺がん検診については、合併時に本事業を廃止し、新市において、新しい肺がん検診方法を検討する。</p> <p>（5）乳がん検診については、次のとおりとする。</p> <p>検診方法は、旭志村、泗水町の例により視触診・マンモグラフィー併用と超音波検査の 2 法とする。</p> <p>自己負担額は、旭志村の例による。</p> <p>検診機関は、合併までに調整する。</p> <p>（6）子宮がん検診については、次のとおりとする。</p> <p>検診方法は、菊池市の例により対象者を、早期発見の観点から 20 歳以上とし、合併時統合する。</p> <p>自己負担額は、菊池市の例による。</p> <p>施設検診機関は、新市内の産婦人科医院とする。</p> <p>（7）骨密度検診については、合併時現事業を廃止し、総合検診に移行する。</p> <p>（8）歯周疾患検診については、菊池市、泗水町の例により、合併時再編し新市内の歯科医院において実施する。</p> <p>（9）総合検診については、菊池市、旭志村の例により、合併時に次のとおり再編し実施する。</p> <p>対象者は、30 歳から 60 歳までの 5 歳刻みの年齢の者とする。</p> <p>自己負担額は、旭志村の例による。</p>

受診機関は、現委託機関と合併までに調整する。

- (10) 腹部超音波検診については、対象者を、七城町の例により、自己負担額は、菊池市の例により、合併時再編し実施する。
 - (11) C型肝炎検診については、対象者を、30歳から70歳の5歳刻みの年齢の者とし、自己負担額は、旭志村、泗水町の例とし、70歳は無料とする。
3. 歯科保健事業については、次のとおりとする。
- (1) 幼児等フッ素塗布等事業については、次のとおりとする。
 - 幼児フッ素塗布事業については、1歳6ヶ月児健診、2歳児、2歳6ヶ月児及び3歳児健診時に実施する。
 - 洗口事業については、新市の保育園、幼稚園へ実施に向けた啓発を行うものとする。
 - (2) 歯科保健教室については、内容等を検討し、合併までに調整する。
4. 精神保健事業の相談事業については、関係機関と調整し泗水町の例により新市に引き継ぐ。
5. 協議会等同趣旨のものについては、合併時に統合または再編できるよう関係団体等と調整に努める。
6. 予防接種業務については、関係団体と協議しながら接種方法(集団・個別接種)、実施場所等合併までに調整するものとし、平成17年度から実施するものとする。
- (1) 日本脳炎予防接種については、乳幼児期の対象年齢を生後6ヶ月～90ヶ月として、菊池市、七城町、泗水町の例により、合併時統合して実施する。
 - (2) インフルエンザ予防接種については、65歳以上は、四市町村とも事務事業に差異がないため、そのまま新市に引き継ぎ、65歳未満については、自己負担額を1,500円として、合併時統合する。
 - (3) 予防接種個別委託事務については、菊池市、七城町、旭志村、泗水町の例により現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (4) 予防接種法及び結核予防法に定められたその他の定期予防接種については、市町村長が実施しなければならず、対象年齢等を統一して、新市に引き継ぐ。
7. 健康緊急体制については、新市において、健康危機管理体制を整備し、感染症対応マニュアル等を作成する。
8. 母子保健事業は、母子保健法に基づき母性及び乳幼児の健康保持及び増進に努めるべき責務を有すると規定されており、妊産婦、乳幼児に対する保健指導、健康診査等を実施すべく、関係機関等との連携を図りつつ、現行を基本とし、新市に引き継ぐ。
9. 結核予防事務について市町村は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に努めなければならず、菊池市、七城町、旭志村、泗水町の例により合併時統合し新市に引き継ぐ。
10. 献血事業関係について市町村は、献血に対する住民の理解を深めるとともに、献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならず、関係団体と調整し新市に引き継ぐ。

平成16年 4月22日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目	乳幼児医療	
調整の内容		1. 乳幼児医療(市町村単独事業)については、菊池市、泗水町の例により合併時再編し平成17年度から実施する。				
		現			況	
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市町村別内容	乳幼児医療(市町村単独事業)	調整の具体的内容				
	支給対象者	0歳から満6歳に達する日以後の最初の3月31日	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	
	助成範囲	医療に要した一部負担金	医療に要した一部負担金	満4歳に満たない者の医療費に要した一部負担金とし、それ以外は一部負担金の半額とする。	菊池市と同様	
	支給方法	償還、現物併用	償還払い	菊池市と同様	菊池市と同様	
	支給申請期限	診療を受けた日の属する月の末日から1年	診療を受けた日の属する月の翌月から1年	菊池市と同様	菊池市と同様	

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目	老人保健事業4-1		
調整の内容	2. 老人保健事業の検(健)診等については、次のとおり関係機関と調整し平成17年度から実施する。 (1)基本健診については、生活習慣病予防の観点から対象者を菊池市の例とし、「LDLコレステロール、HbA1c」の検査項目を追加し、合併時に再編する。 自己負担額は、70歳以上を無料とするほか旭志村の例による。 (2)胃がん検診については、七城町の例により合併時統合する。 (3)大腸がん検診については、七城町の例により合併時統合し、検診委託機関については、合併までに調整する。					
	現況				調整の具体的内容	
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市	基本健診				・生活習慣病予防の観点から対象者を、菊池市の例とし「LDLコレステロール、HbA1c」の検査項目を追加し、合併時に再編し、平成17年度から実施する。 ・自己負担額は70歳以上無料とするほか旭志村の例による。	
	対象	40歳以上	菊池市と同様	菊池市と同様		菊池市と同様
	対象(若年層)	19歳以上	30歳以上39歳未満	18歳から39歳		事務事業無し
	実施場所	養生園	菊池市と同様	菊池市と同様		菊池市と同様
	自己負担額	2,000円 (70歳以上無料)	2,000円	1,000円		旭志村と同様
自己負担額(若年層)			2,000円	-		
町	胃がん検診				七城町の例により合併時統合し、平成17年度から実施する。	
	対象	40歳以上	30歳以上	40歳以上		40歳以上
	実施場所	地域公民館等	多目的研修センターまたは、中央公民館	多目的研修センター		3箇所
別	自己負担額	900円(70歳以上無料)	900円(70歳以上無料)	1,000円	600円(70歳以上無料)	
内容	大腸がん検診				七城町の例により、合併時統合し、平成17年度から実施する。 検診委託機関については、合併までに調整する。	
	便潜血					
	対象	40歳以上	30歳以上			40歳以上
	実施機関	高野病院	高野病院	菊池市と同様		養生園
	自己負担額	500円	500円			300円
	特記事項	(70歳以上無料)	(70歳以上無料)			(70歳以上無料)
	内視鏡					
対象	40歳以上	30歳以上	40歳以上	40歳以上		
実施機関	高野病院	高野病院	高野病院	養生園		
自己負担額	2,500円	2,000円	2,000円	2,900円		
特記事項	-	-	-	70歳以上2,600円		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目	老人保健事業4-2	
調整の内容		(4)肺がん検診については、合併時に本事業を廃止し、新市において、新しい肺がん検診方法を検討する。 (5)乳がん検診については、次のとおりとする。 検診方法は、旭志村、泗水町の例により視触診・マンモグラフィー併用と超音波検査の2法とする。 自己負担額は、旭志村の例による。 検診機関は、合併までに調整する。				
		現 況				
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容	
市 町 村 別 内 容	肺がん検診				合併時に本事業を廃止し、新市において、新しい肺がん検診方法を検討する。	
	X線影読	事務事業無し	事務事業無し	事務事業無し		
	対象			40歳以上		
	実施機関			養生園		
	自己負担額			100円(70歳以上無料)		
	喀痰	事務事業無し	事務事業無し	事務事業無し		
	対象			40歳以上		
	実施機関			養生園		
	自己負担額			600円(70歳以上無料)		
	乳がん検診			事務事業無し		検診方法は、旭志村、泗水町の例により視触診・マンモグラフィー併用と超音波検査の2法とし、平成17年度から実施する。 自己負担額は、旭志村の例による。 検診機関は、合併までに調整する。
	視触診					
	対象	30歳以上	菊池市と同様	菊池市と同様		
実施機関	成人病予防協会	菊池市と同様	成人病予防協会			
自己負担額	300円(70歳以上無料)	菊池市と同様(70歳以上無料)	200円(70歳以上無料)			
超音波	事務事業無し	事務事業無し	事務事業無し			
対象			30歳以上			
実施機関			成人病予防協会、厚生連			
自己負担額			1,000円(70歳以上無料)			
マンモグラフィ	視触診併用	事務事業無し	マンモグラフィのみ	視触診併用		
対象	40歳以上		30歳以上	30歳以上		
実施機関	成人病予防協会		成人病予防協会、厚生連	成人病予防協会		
自己負担額	1,000円(70歳以上無料)		1,000円(70歳以上無料)	1,000円(70歳以上無料)		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目	老人保健事業4-3	
調整の内容		(6)子宮がん検診については、次のとおりとする。 検診方法は、菊池市の例により対象者を、早期発見の観点から20歳以上とし、合併時統合する。 自己負担額は、菊池市の例による。 施設検診機関は、新市内の産婦人科医院とする。 (7)骨密度検診については、合併時現事業を廃止し、総合検診に移行する。 (8)歯周疾患検診については、菊池市、泗水町の例により、合併時再編し新市内の歯科医院において実施する。				
		現 況				
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容	
市	子宮がん検診				検診方法は、菊池市の例により、対象者は、早期発見の観点から20歳以上とし、合併時統合し平成17年度から実施する。 自己負担額は、菊池市の例による。	
	集団検診					
	対象	30歳以上	30歳以上	30歳以上		30歳以上
町	実施機関	成人病予防協会	成人病予防協会	成人病予防協会	施設検診機関は、新市内の産婦人科医院とする。	
	自己負担額	600円(70歳以上無料)	600円(70歳以上無料)	600円		500円(70歳以上無料)
	施設検診		事務事業無し	事務事業無し		事務事業無し
村	対象	30歳以上			合併時現事業を廃止し、総合検診に移行する。	
	実施機関	市内3産婦人科				
	自己負担額	1,600円(70歳以上無料)				
別	骨密度検診			事務事業無し	養生園 無料	
	対象	19歳~40歳、50歳の女性	基本検診受診の30歳から60歳までの女性			
	自己負担額	1,000円	1,000円(70歳以上無料)			
内	歯周疾患検診		事務事業無し	事務事業無し	菊池市、泗水町の例により、合併時再編し新市内の歯科医院において平成17年度から実施する。	
	対象	40歳、50歳				
	自己負担額	無料				無料

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目	老人保健事業4-4)	
調整の内容		(9)総合検診については、菊池市、旭志村の例により、合併時に次のとおり再編し実施する。 対象者は、30歳から60歳までの5歳刻みの年齢の者とする。 自己負担額は、旭志村の例による。 受診機関は、現委託機関と合併までに調整する。 (10)腹部超音波検診については、対象者を、七城町の例により、自己負担額は、菊池市の例により、合併時再編して、実施する。 (11)C型肝炎検診については、対象者を、30歳から70歳の5歳刻みの年齢の者とし、自己負担額は、旭志村、泗水町の例とし、70歳は無料とする。				
		現況				調整の具体的内容
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 町 村	総合検診				菊池市、旭志村の例により、合併時に次のとおり再編する。 対象者は、30歳から60歳までの5歳刻みの年齢の者とする。 自己負担額は、旭志村の例による。 受診機関は、現委託機関と合併までに調整する。	
	対象	40、45、50、55歳	40、50歳	30歳～59歳(巡回人間ドック)	30歳以上	
	実施機関	高野病院	養生園	厚生連	養生園	
	自己負担額	男性:8,000円 女性:10,000円	7,200円	10,000円	1日:19,050円 2日:31,150円	
町	検査内容	基本健診、歯周疾患、骨粗しょう症、胃がん、子宮ガン、乳がん(視触診、マンモグラフィ)、肺がん、大腸がん(内視鏡検査・2日検便)、腹部超音波、肝炎ウイルス	基本検診、腹部超音波、胃がん検診、大腸がん検診	基本検診、胸部レントゲン、検便、胃がん、乳がん、腹部エコー、前立腺、肝炎	基本検診、胸部レントゲン、検便、胃がん、乳がん、腹部エコー、前立腺、肝炎、大腸ファイバー(人間ドック事業として行っている。)	
別	腹部超音波検診				対象者は、七城町の例により、自己負担額は、菊池市の例により、合併時再編する。	
	対象	40歳以上	30歳以上	40歳以上	40歳以上	
	実施機関	日赤健康管理センター	日赤健康管理センター	日赤健康管理センター	日赤健康管理センター	
	自己負担額	2,000円	2,500円	2,500円	3,460円	
内 容	C型肝炎検診事業					
	対象者	40歳から70歳までの節目検診	基本検診を受診した節目の者	40,45,50,55,60,65,70歳他	40,45,50,55,60,65,70歳他	対象者は、30歳から70歳までの5歳刻みの年齢の者とし、自己負担額は、旭志村、泗水町の例とし、70歳は無料とする。
	場所	養生園	養生園	養生園	養生園	
	自己負担額	無料	800円(70歳以上無料)	700円	700円	

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目	歯科保健
調整の内容		3. 歯科保健事業については、次のとおりとする。 (1) 幼児等フッ素塗布等事業については、次のとおりとする。 幼児フッ素塗布事業については、1歳6ヶ月児健診、2歳児、2歳6ヶ月児及び3歳児健診時に実施する。 洗口事業については、新市の全施設実施に向けた啓発を行うものとする。 (2) 歯科保健教室については、内容等を検討し、合併までに調整する。			
		現 況			
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町
市町村別内容	幼児フッ素塗布等事業				
	フッ素塗布事業	事務事業無し			
	対象者			生後7ヶ月～未就学児	2歳児及び2歳半児
	回数			2回/年	6回/年
	場所			保育園3園・幼稚園1園	中央公民館
	自己負担額			500円	無料
	フッ素洗口事業	事務事業無し			
	対象者	幼児・保護者		保育園 4～5歳児	5保育園、1幼稚園の4歳・5歳児
	回数	5回/週		5回/週	週4日
	場所	各保育園		3保育園	各幼稚園・保育園
自己負担額	無料		無料	無料	
歯科保健教室			国保保健事業	誕生健診	フッ素塗布時等歯科健康教室
対象者	妊婦	乳幼児とその保護者	4歳児	生後11～13ヶ月の乳幼児とその保護者	2歳児及び2歳半児
回数	2回/年	4回/年	1回/年	4回/年	6回/年
場所	保育園	西部市民センター	多目的研修センター	老人憩いの家	中央公民館
				歯科健康教室	フッ素洗口時歯科健康教室
対象者	小学校の児童			小学4年生の児童と保護者	希望のある幼稚園・保育園の4歳・5歳の子ども及び保護者
回数	2回/年			1回/年	希望があれば実施
場所	各小学校			多目的研修センター	各幼稚園・保育園
					内容等を検討し、合併までに調整する。

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目	精神保健	
調整の内容		4. 精神保健事業の相談事業については、関係機関と調整し泗水町の例により新市に引き継ぐ。				
		現 況				調整の具体的内容
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市 町 村 別 内 容	相談事業				こころの相談(予約制)	関係機関と調整し泗水町の例により新市に引き継ぐ。
	対象者	心に悩みのある人、精神障害者及びその家族、民生委員、その他			菊池市と同様	
	回数	随時			月1回	
	場所	市役所相談室等	菊池市と同様	菊池市と同様	役場相談室等	
	内容	市福祉課保健師による面接相談、関係機関(病院、保健所、警察等)への連絡調整など			精神科医師による面接相談及び訪問相談	
					他菊池市と同様	

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目	公的団体の取扱い	
調整の内容		5. 協議会等同趣旨のものについては、合併時に統合または再編できるように		関係団体等と調整に努める。		
		現 況				調整の具体的内容
市 町 村 名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市 町 村 別 内 容	食生活改善推進協議会					合併時に統合または再編し、新市において新たに協議会を設置する方向で調整する。活動内容については、現市町村の各協議会と話し合い、原則として引き続き実施する。
	名称	菊池市食生活改善推進協議会		旭志村食生活改善推進協議会	泗水町食生活改善推進協議会	
	会員数	67名		21名	108名	
	活動内容	保育園児保護者等への食育講座・伝承料理指導、小学校での食育活動・伝承料理指導、中学校でのヘルスサポーター事業、介護予防教室への調理指導協力、他市事業への協力	該当団体無し	推進員養成講座、高齢者の食生活改善講習会、男性料理教室、ヘルスサポーター養成講座、親子料理教室、村保健事業に協力	地区ヘルスアップ教室、親子料理教室、男性の料理教室、健康まつり食生活コーナー担当、ヘルスアップ教室生との交流会、運動関係(ウォーキング・ヘルスマイト操舞)、ヘルスマイト新聞発行(3回)/年、町広報に「おふくろの味」掲載、各種自主研修実施、町事業協力、(ヘルスアップ教室協力・乳幼児健診協力)	
	会費	1,000円		2,000円	500円	
	委託料	450千円		180千円	350千円	
	健康を守る婦人の会					
	活動内容	役員会8回・総会及び講演会・研修会3回・骨粗鬆症検診106名受診・複十字募金活動	役員会3～4回、研修会、子宮がん・乳がん健診受付、複十字募金活動	役員会2回・研修会3回・複十字募金活動	講演会開催、各研修会参加、複十字シール募金活動、町健康づくり事業協力	
	組織	婦人会・JA女性部・商工会女性部・退職女教師の会・母子会・養護教諭部会・保育士の会・看護師の会・栄養士の会・保健師の会	婦人会、JA女性部、商工会女性部、退職女教師の会、むつみ会	婦人会・JA女性部・むつみ会・母子保健推進員・食生活改善推進員協議会・退職女教師の会・母子会・養護教諭部会・保育士の会	しすい女性の会・むつみ会・JA女性部・食生活改善推進員・退職女教師の会	
	役員数	12名	9名	9名	7名	
会員数	約1700名	432名	480名	約660名		
事務局	健康管理課	町民課	民生課	健康福祉課		
委託料	200千円	42千円	21千円(補助金)	100千円		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目	公的団体の取扱い	
調整の内容		5. 協議会等同意旨のものについては、合併時に統合または再編できるよう関係団体等と調整に努める。				
		現			況	
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市 町 村 別 内 容	健康づくり推進協議会事業					調整の具体的内容 合併時菊池市の例により統合する。
	名称	菊池市健康づくり推進協議会		生きがいつくり委員会		
	委員数	16名		20名		
	構成委員	菊池保健所、菊池都市医師会、菊池都市歯科医師会、区長連絡協議会、地域婦人会連絡協議会、食生活改善推進協議会、青年団協議会、民生委員児童委員協議会、体育協会、老人クラブ連合会、母子保健推進員、JA菊池 菊池中央支所、商工会、PTA連絡協議会、子育て支援センター		議会、区長会、JA菊池旭志中央支所、青年団、老人クラブ連合会、寿会、婦人会、むつみ会、小中学校、保育園、在宅介護支援センター、母子保健推進員、身障者福祉協会、民生児童委員、医師会、保育園保護者会、くらだけ友の会、食生活改善推進員協議会		
	活動内容	保健事業の推進、基盤整備に関する協議(年3回)、健康づくり推進のための知識の普及及び啓発に関すること(健康福祉まつりの開催等)		該当団体無し		
	部会名	食専門部会		-		
	目的	関係機関の連携と「食」をテーマとした生涯を通じた健康づくりの推進		-		
	構成委員	食に携わっている保育園・学校関係、農政関係、ボランティア団体、専門団体		-		
委託料	600千円		-			

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目	公的団体の取扱い		
調整の内容		5. 協議会等趣旨のものについては、合併時に統合または再編できるように関係団体等と調整に努める。					
		現 況				調整の具体的内容	
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 町 村 別 内 容	歯科保健検討会		該当団体無し			合併時菊池市の例により、合併時統合する。	
	名称	菊池市健康づくり推進協議会 歯科部会			学校保健委員会(小学校)		歯科保健検討会
	目的	関係機関の連携と生涯を通じた歯の健康づくりの推進					歯科保健の計画的推進、住民の歯科保健向上
	構成委員	菊池都市医師会、菊池都市歯科医師会、菊池都市薬剤師会、校長会、養護教諭部会、菊池市PTA連絡協議会、保育連盟保育士部会、保育連盟、保育園保護者会、老人クラブ連合会、健康を守る婦人の会、菊池都市歯科衛生士会、菊池保健所、社会福祉協議会			学校関係者、保護者、地域保健(行政・保健所)等		町、保健所、町内の歯科医師代表、保育園長代表等保健医療福祉関係団体の代表者、その他保健事業の推進に適切と認められる関係者 15名以内
	活動内容	歯科保健事業の推進に関する協議(年2回)			歯科保健計画策定、普及啓発等1回/年		
	家族会育成事業					「菊池地域家族会」(支援機関：保健所)と検討し、合併時統合又は再編できるように調整する。	
	名称	菊池市希望の会	七城きぼうの会	あさひ会			
	会員数	30名	3名	6名			
	活動内容	九州ブロック研修会、県精神保健福祉大会、県ふれあいピック、地域総会への参加、当会の総会、家族教室(視察研修、講演、意見交換会)等の実施	現在活動無し	県精神保健福祉大会、県ふれあいピック、地域総会への参加、会の総会、等の実施	該当団体無し		
	補助金	70千円(菊池地域精神保健希望の会市分)	無し	旭志村社会福祉協議会より 31千円			

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目	公的団体の取扱い	
調整の内容		5. 協議会等趣旨のものについては、合併時に統合または再編できるように関係団体等と調整に努める。				
		現 況				調整の具体的内容
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市 町 村 別 内 容	母子保健推進員					菊池市の例により、合併時統合し新市に引き継ぐ。
	人数	22名	6名	7名	10名	
	任期	2年	2年	1年	1年	
	活動内容	妊婦の頃から出生、6ヶ月、1歳、2歳、3歳児の訪問。その他推進員の判断で随時訪問。母子健康上の問題の把握などを中心に訪問していただいている。乳幼児健診時の身体計測等の協力。その他研修会等。	○母子保健に関する各種の手続きをしていない者に対する指導 ○保健所又は町が実施する健診等の受診勧奨 ○家庭の状況、生活環境等を考慮し、各種母子保健施策の紹介を行う。 ○健康に関する知識の普及活動	○会議(3回)、研修(1回) ○各種健診等の受診勧奨及び健診スタッフとしての協力 ○2ヵ月児訪問 ○その他、母子訪問、相談等	(訪問活動)3ヶ月児健診、6.7ヶ月児健診、1歳児健康相談の通知を持って訪問。訪問後、気にかかる場合は保健師に報告する。 ○(推進会議)年間2回(4月・11月)年間活動計画・母子保健推進員の役割など話し合う。 ○(育児サークル)毎週1回育児サークルの実施	
母子保健連絡会	母子保健連絡会は設置していない。健康づくり推進協議会で協議している。	該当団体無し	該当団体無し	母子保健連絡会	合併時「新市健康づくり推進協議会-母子保健部会(仮称)」として設置する。	
	名称					
	任期				2年	
	構成員				学識経験者、保健医療関係者、福祉関係団体の代表者、関係行政機関の職員	
	食品衛生協会	食中毒注意報発令の場合県よりの連絡により、庁舎前に食中毒注意報発令中の看板を出す。広報無線放送を依頼する。(2~3回)	菊池郡市食品衛生協会七城支部 補助金:28千円 メンバー:町内関係者 活動:巡回、チラシ配布、講習会	菊池食品衛生協会旭志支会 (商工会加入の食品小売り店主) 活動内容:食中毒の防止と地域の食生活向上のため、巡回指導や講習会また必要に応じて細菌検査を実施 補助金:28,800円(年間)	菊池食品衛生協会泗水支会へ3万円補助金	食中毒予防のため、「新市食品衛生協会」を合併後新たに設置する。

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目	予防接種2-1		
調整の内容		6. 予防接種業務については、関係団体と協議しながら接種方法(集団・個別接種)、実施場所等合併までに調整するものとし、平成17年度から実施するものとする。 (1) 日本脳炎予防接種については、乳幼児期の対象年齢を生後6ヶ月～90ヶ月として、菊池市、七城町、泗水町の例により、合併時統合して実施する。 (2) インフルエンザ予防接種については、65歳以上は、四市町村とも事務事業に差異がないため、そのまま新市に引き継ぎ、65歳未満については、自己負担額を1,500円として、合併時統合する。					
		現 況				調整の具体的内容	
市 町 村 名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 町 村 予 防 接 種 内 容	日本脳炎 幼児	対象	生後36ヶ月から90ヶ月	生後36ヶ月から90ヶ月	生後36ヶ月から90ヶ月	生後36ヶ月から90ヶ月	
		会場	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関	
		個人負担金	無料	無料	無料	無料	
	第2、3期	対象	小学4年生、中学3年生	小学4年生、中学3年生	小学4年生、中学3年生	小学4年生、中学3年生	
		会場	各小、中学校	各小、中学校	各小、中学校	各小、中学校	
		個人負担金	無料	無料	無料	無料	
	行政措置による	対象	16歳以上	16歳以上	16歳以上	16歳以上	
		会場	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関	
		個人負担金	1,000円	1,000円	無料	1,000円	
	インフルエンザ予防接種	定期接種	対象	65歳以上	65歳以上	65歳以上	65歳以上
			会場	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関
			個人負担金	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
任意接種		対象	-	満3歳～16歳未満 16歳～65歳未満	-	満3歳～16歳未満 16歳～65歳未満	
		会場	-	委託医療機関	-	委託医療機関	
		個人負担金	-	1,000円 2,100円	-	無料 1,000円	

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目	予防接種2-2	
調整の内容		6. 予防接種業務については、関係団体と協議しながら接種方法(集団・個別接種)、実施場所等合併までに調整するものとし、平成17年度から実施するものとする。 (3) 予防接種個別委託事務については、菊池市、七城町、旭志村、泗水町の例により現行のまま新市に引き継ぐ。 (4) 予防接種法及び結核予防法に定められたその他の定期予防接種については、市町村長が実施しなければならず、対象年齢等を統一して、新市に引き継ぐ。				
		現 況				調整の具体的内容
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市 町 村 別 接 種 内 容	個別接種委託事務					菊池市、七城町、旭志村、泗水町の例により現行のまま新市に引き継ぐ。
	委託医療機関数	菊池市内22、七城町1	七城町2 菊池市6 山鹿市1	旭志村1・市内3	町内全て5(養生圏除く) 町外17	
	契約方法等	医師会事務局から個別接種の受託の有無確認し、個別に契約後、医師会長と契約。	契約外の接種については、依頼書で対応	事前に医療機関に予約	三混、麻しん、風しん、日脳(定期外含む3歳~)、二混(町外は乳幼児のみ)、インフル(定期外含む3歳~)	
	その他	契約外の接種については、依頼書で対応。		インフルエンザのみ村2・市内の契約医療機関9	住民から申出が有り、医療機関に契約の意思があれば応じている	
	ポリオ					対象年齢を旭志村、泗水町の例により合併時に再編し新市に引き継ぐ。
	対象者	4ヶ月~90ヶ月	6ヶ月~90ヶ月	3ヶ月~90ヶ月	3ヶ月~90ヶ月	
	会場	集団接種	集団接種	集団接種	集団接種	
	個人負担額	無料	無料	無料	無料	
	三種混合					対象年齢を七城町、旭志村、泗水町の例により合併時に再編し新市に引き継ぐ。
	対象者	4ヶ月~90ヶ月	3ヶ月~90ヶ月	七城町と同様	七城町と同様	
	会場	委託医療機関	委託医療機関			
	個人負担額	無料	無料			
	ツ反・BCG					七城町と同様
	対象者	4ヶ月~48ヶ月未満	3ヶ月~48ヶ月未満			
	会場	集団接種	集団接種			
個人負担額	無料	無料				
麻疹					菊池市、七城町、旭志村、泗水町の例により、合併時に統合し新市の委託医療機関において実施する。	
対象者	12ヶ月~90ヶ月	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様		
会場	委託医療機関					
個人負担額	無料					

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目	予防接種2-2				
調整の内容		6. 予防接種業務については、関係団体と協議しながら接種方法(集団・個別接種)、実施場所等合併までに調整するものとし、平成17年度から実施するものとする。 (3) 予防接種個別委託事務については、菊池市、七城町、旭志村、泗水町の例により現行のまま新市に引き継ぐ。 (4) 予防接種法及び結核予防法に定められたその他の定期予防接種については、市町村長が実施しなければならず、対象年齢等を統一して、新市に引き継ぐ。							
		現 況				調整の具体的内容			
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町				
市 町 村 別 接 内 容	風疹	対象者	12ヶ月～90ヶ月	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市、七城町、旭志村、泗水町の例により、合併時に統合し新市の委託医療機関において実施する。		
		会場	委託医療機関						
		個人負担額	無料						
	二種混合	対象者	小学6年生(12歳に達する年度)	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様		菊池市、七城町、旭志村、泗水町の例により、現行のまま新市に引き継ぐ。	
		会場	集団接種						
		個人負担額	無料						
	予防接種被害	名称	菊池市予防接種健康被害調査委員会	七城町予防接種健康被害調査委員会	旭志村予防接種健康被害調査委員会	泗水町予防接種健康被害調査委員会			菊池市、七城町、旭志村、泗水町の例により合併時に統合し新市に引き継ぐ。
		委員数	4名	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様			
		任期	3年	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様			

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目		
調整の内容		7. 健康緊急体制については、新市において、健康危機管理体制を整備し、感染症対応マニュアル等を作成する。				
		現 況				
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容
市町村別内容	緊急体制	<p>法に基づき、県より消毒の指示があった場合は、健康管理課と環境課で協議し、速やかに対応することとしている。</p> <p>SARSについて 菊池市新型肺炎(重症急性呼吸器症候群=SARS)対策マニュアルを作成。</p> <p>住民から電話相談があった場合の対応、住民が窓口で相談に来られた場合、県庁や保健所の相談窓口、家庭・市が行う消毒方法等について明記。</p> <p>その他の感染症について 健康危機発生時は、県の定めた指針に基づき、迅速に対応することになり、特別に市での健康危機管理体制は定めていない。</p>	七城町防災計画に準ずる。	<p>法に基づき、県より消毒の指示があった場合は、民生課で協議し、速やかに対応することとしている。</p> <p>SARSについて 住民から相談があった場合は、県のSARS対応マニュアル(行動計画)を参考にして対応する。</p> <p>その他の感染症について 健康危機発生時は、県の定めた指針に基づき、迅速に対応することになり、特別に村での健康危機管理体制は定めていない。</p>	旭志村と同様	新市において、健康危機管理体制を整備し、感染症対応マニュアル等を作成する。

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目	母子保健事業	
調整の内容		8. 母子保健事業は、母子保健法に基づき母性及び乳幼児の健康保持及び増進に努めるべき責務を有すると規定されており、妊産婦、乳幼児に対する保健指導、健康診査等を実施すべく、関係機関等との連携を図りつつ、現行を基本とし、新市に引き継ぐ。				
		現 況				調整の具体的内容
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 母 町 子 村 保 別 健 内 事 容 業	母子手帳の交付事務					窓口を健康担当課とし合併までに手帳、アンケート用紙等を再編し新市に引き継ぐ。
	交付時期	随時	随時	随時	妊婦届提出時	
	交付場所	市民課	町民課	民生課	健康福祉課	
	妊婦健診費助成事業					菊池市、七城町、旭志村、泗水町の例により、合併時再編し新市に引き継ぐ
	利用者負担額	無料	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	
	委託機関	医療機関	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	
	母親学級	実施無し。但し子育て支援センターで実施				旭志村、泗水町の例により、合併時に再編し新市に引き継ぐ。
	実施回数	12回/年	3回/年	12回/年	12回/年	
	実施場所	子育て支援センター	多目的研修センター	太陽の家	中央公民館	
	母子健康記録					旭志村、泗水町の例により、記録項目を合併時統合し、新市に引き継ぐ。
	対象者	妊婦及び乳幼児	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	
	体裁	A4版 製本	菊池市と同様	A4版 製本せずファイル保存	旭志村と同様	
記録作成時期	妊娠届時や出生時及び転入時	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	
妊産婦・乳幼児訪問事業					産後うつ病支援事業を含め七城町、旭志村、泗水町の例により新市に引き継ぐ。	
対象者	要フォローの妊産婦、乳幼児	生後1~2ヶ月児及び訪問指導が必要な妊産婦、乳幼児	七城町と同様	七城町と同様		
育児相談		事務事業無し				
対象者	乳幼児及びその保護者		未就学児の保護者	乳幼児(就学前の子ども)及び保護者	旭志村の例により新市に引き継ぐ。	
回数	12回/年		12回/年	月2回の計24回/年		
場所	西部市民センター		老人憩いの家「太陽の家」	町中央公民館		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目	母子保健事業	
調整の内容		8. 母子保健事業は、母子保健法に基づき母性及び乳幼児の健康保持及び増進に努めるべき責務を有すると規定されており、妊産婦、乳幼児に対する保健指導、健康診査等を実施すべく、関係機関等との連携を図りつつ、現行を基本とし、新市に引き継ぐ。				
		現 況				
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容
市 母 町 子 村 保 別 健 内 事 容 業	前期乳児健診		後期乳児健診と同日実施	後期乳児健診と同日実施		旧市町村の例により関係医療機関等と合併までに調整し、新市に引き継ぐ。 前期乳児健診の対象者は、菊池市、旭志村、泗水町の例による。 1歳6ヶ月児検診の七城町の対象者及び回数は、旭志村の例による。
	対象者	3ヶ月児	4ヶ月児	3ヶ月児	3ヶ月児	
	回数	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	
	場所	西部市民センター	多目的研修センター	老人憩いの家「太陽の家」	中央公民館	
	後期乳児健診		前期乳児健診と同日実施	前期乳児健診と同日実施		
	対象者	7ヶ月児	7ヶ月児	7ヶ月児	6・7ヶ月児	
	回数	12回/年	12回/年	12回/年	6回/年	
	場所	西部市民センター	多目的研修センター	老人憩いの家「太陽の家」	中央公民館	
	1歳6ヶ月児検診					
	対象者	1歳6ヶ月児	1歳6ヶ月児～1歳9ヶ月児	1歳6ヶ月児～1歳8ヶ月児	1歳6ヶ月児～1歳7ヶ月児	
	回数	12回/年	3回/年	4回/年	6回/年	
	場所	文化会館・西部市民センター	多目的研修センター	老人憩いの家「太陽の家」	中央公民館	
3歳児検診						
対象者	3歳2ヶ月児	3歳～3歳4ヶ月児	3歳4ヵ月～3歳6ヵ月児	3歳1ヶ月から3歳3ヶ月児		
回数	12回/年	3回/年	4回/年	6回/年		
場所	文化会館・西部市民センター	多目的研修センター	老人憩いの家「太陽の家」	中央公民館		
育児教室						
対象者	1歳児	就学前で、保育園等に行っていない子ども	1歳6ヵ月～4歳児	1歳から1歳2ヶ月児		
回数	12回/年	2回/月	4回/年	6回/年		
場所	西部市民センター	多目的研修センター	老人憩いの家「太陽の家」	中央公民館		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目	母子保健事業	
調整の内容		8. 母子保健事業は、母子保健法に基づき母性及び乳幼児の健康保持及び増進に努めるべき責務を有すると規定されており、妊産婦、乳幼児に対する保健指導、健康診査等を実施すべく、関係機関等との連携を図りつつ、現行を基本とし、新市に引き継ぐ。				
		現 況				調整の具体的内容
市 町 村 名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 母 児 サークル	対象者	事務事業無し	事務事業無し	事務事業無し	乳幼児(就学前までの児)及び保護者 36回/年 泗水幼稚園プレイルーム及び中央公民館・野外など	合併時に廃止する。
	回数					
	場所					
村 保	母子保健事業補助金申請事務	母子保健衛生費国庫補助金・県補助金申請事務	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市、七城町、旭志村、泗水町の例により、合併時に再編し新市に引き継ぐ。
別 健	心理相談			事務事業無し		七城町、泗水町の例により、実施回数を1回/月とし、合併時統合し新市に引き継ぐ。
	対象者	健診等で相談が必要な者	育児不安のある保護者等		各種健診時のフォロー者等	
	回数	各検診時 15回/年	6回/年		12回/年	
内 事	思春期教育事業	事務事業無し	事務事業無し		事務事業無し	旭志村の例により、合併時に統合する。
	事業名			中学生乳児ふれあい学習		
	対象者			中学2年生		
	回数			2時限×2日		
容 業	内容			妊娠、出産、育児の体験、タバコの害等		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目	母子保健事業		
調整の内容		8. 母子保健事業は、母子保健法に基づき母性及び乳幼児の健康保持及び増進に努めるべき責務を有すると規定されており、妊産婦、乳幼児に対する保健指導、健康診査等を実施すべく、関係機関等との連携を図りつつ、現行を基本とし、新市に引き継ぐ。					
		現			況		調整の具体的内容
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 町 村 別 内 容	母子栄養強化事業						菊池市、旭志村の例により、合併時再編して平成17年度から実施する。
	乳児		事務事業無し		事務事業無し		
	対象者	所得税非課税世帯で体重が一定の基準以下の乳児			所得税非課税世帯で、健康診断により医師が栄養強化を行なうことが必要と認めた乳児		
	補助回数	粉ミルク1缶/月			粉乳30g / 日		
	自己負担額	無料			菊池市と同様		
	補助内容	粉ミルクの支給			菊池市と同様		
	H14対象者	2名			なし		
	妊産婦		事務事業無し			事務事業無し	
	対象者	所得税非課税世帯の妊婦			菊池市と同様		
	補助回数	3回/週(牛乳配達業者により配達)			牛乳1本/日(JAに委託・配達日は調整)		
	自己負担額	無料			菊池市と同様		
	補助内容	牛乳の支給(200ml/日)			菊池市と同様		
H14対象者	17名			なし			

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		31 保健衛生(健康対策)関係事業の取扱い		関係項目	母子保健事業	
調整の内容		9. 結核予防事務について市町村は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に努めなければならない、菊池市、七城町、旭志村、泗水町の例により合併時統合し新市に引き続く。 10. 献血事業関係について市町村は、献血に対する住民の理解を深めるとともに、献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない、関係団体と調整し、新市に引き続く。				
		現 況				
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容
市	結核レントゲン検診					菊池市、七城町、旭志村、泗水町の例により合併時に統合し新市に引き続く。
	対象者	19歳以上の市民	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	
	実施場所	地区公民館等				
	自己負担額	無料				
委託機関	養生園					
村	結核精密検査	一次検査で異常のあったもの。	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	
別	献血事業					関係団体と調整し新市に引き続く。
	内容	毎年4,7,10,1月に一般献血 6、3月の成分献血	年3回(成分1回、一般献血2回、)	毎年7,9,10月に一般献血 1月の成分献血	年4回(全血3成分1)	
	補助員	ライオンズクラブ、青年会議所、自動車整備組合	なし	なし	女性の会、社協	
内	記念品	タオル	ティッシュペーパー1箱	タマゴ1パック(成分2パック)	ティッシュペーパー(町社協)、生卵10個又は6個(町献推協)	

協議第30号 保健衛生事業の取扱い 参考資料

健康増進法(平成14年8月2日)(法律第103号) 抜粋

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

(国民の責務)

第2条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

(健康増進事業実施者の責務)

第4条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業(以下「健康増進事業」という。)を積極的に推進するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第5条 国、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(定義)

第6条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。

(第1項から第7項省略)

8 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定により健康増進事業を行う市町村

(第9項省略)

10 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定により健康増進事業を行う市町村

(第11項省略)

第2章 基本方針等

(基本方針)

第7条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

2 国民の健康の増進の目標に関する事項

3 次条第一項の都道府県健康増進計画及び同条第二項の市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

4 第十条第一項の国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本

的な事項

5 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

6 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

7 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

第4章 保健指導等

(市町村による生活習慣相談等の実施)

第17条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

熊本県乳幼児医療費助成事業補助金交付要領 抜粋

(趣旨)

第1条 乳幼児の疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図るため、乳幼児の医療費の一部負担金に対して市町村が助成した場合において、当該市町村に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ当該右欄に定めるところによる。

乳 幼 児	満4歳に満たない者(満4歳に達する日の属する月の末日までの者を含む。)をいう。
多子世帯幼 児	養育者が養育している子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)が3人以上いる世帯において、年齢が満4歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるすべての者をいう。
市町村民税 非課税世帯	保険給付があった月に属する年度(当該保険給付のあった月が4月又は5月の場合にあっては、その前年度)において、市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税をいう。)が同法第295条の規定により、助成対象乳幼児の属する世帯の世帯員すべてについて課されていない世帯をいう。
医療保険各 法	次に掲げる法律をいう。 (1)健康保険法(大正11年法律第70号) (2)国民健康保険法(昭和33年法律第192号) (3)船員保険法(昭和14年法律第73号) (4)国家公務員等共済組合法(昭和33年法律第128号) (5)地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) (6)私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
医 療 費	医療保険各法に規定する保険給付の対象となる費用(入院時食事療養費及び交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費は除く。)をいう。
一部負担金	医療費から医療保険各法の規定により給付される療養費を控除した額(入院時食事療養費、高額療養費、附加給付金及び他の法令等の規定により公費負担金がある場合は、その額を控除した額)をいう。

○老人保健法（昭和 57 年 8 月 17 日法律第 80 号）（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、もって国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的とする。

（保健事業の種類）

第 12 条 保健事業の種類は、次のとおりとする。

1 健康手帳の交付

2 健康教育

3 健康相談

4 健康診査

5 医療（医療費の支給を含む。）

5 の 2 入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。）

5 の 3 特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）

5 の 4 老人保健施設療養費の支給

5 の 5 老人訪問看護療養費の支給

5 の 5 移送費の支給

6 機能訓練

7 訪問指導

8 前各号に掲げるもののほか、老後における健康の保持のため必要な事業として政令で定める事業

（医療等以外の保健事業の実施）

第 20 条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村の区域内に居住地を有する四十歳以上の者に対し、医療（医療費の支給を含む。）、入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）、老人保健施設療養費の支給、老人訪問看護療養費の支給及び移送費の支給（以下「医療等」という。）以外の保健事業を行う。

（費用の徴収）

第 51 条 医療等以外の保健事業であって厚生労働大臣が定めるものに要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該保健事業の対象となった者又はその者の扶養義務者（民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者をいう。）から、当該保健事業に要する費用の一部を徴収することができる。

LDL コレステロール：糖尿病では冠動脈疾患等の大血管障害が高率に存在し、大規模介入試験の結果より糖尿病患者の大血管障害の予防には血糖コントロールだけでなく脂質コントロールも重要であることが明らかになっています。2 型糖尿病の死亡原因は 3 大合併症（網膜症、腎症、末梢神経障害）ではなく大血管障害です。

2 型糖尿病患者における冠動脈疾患の危険因子（U K P D S による）の第 1 位が LDL コレステロール。

H b A 1 c：通常時の血糖レベルの判定に使われる。HbA1c は血糖と違い、食事の影響を受けないためいつでも検査ができる。グリコヘモグロビンなどとも呼ばれ、赤血球の中に含まれるヘモグロビン（血色素）にブドウ糖が結合したもので、過去約 120 日間の平均的な血糖状態が分か

る。基準値は4.3～5.8%で、6.5%以上だと糖尿病と判定される。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日 法律第123号）（抜粋）

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

（国及び地方公共団体の義務）

第2条 国及び地方公共団体は、医療施設、社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設並びに居宅生活支援事業を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによって精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を演じなければならない。

予防接種法(昭和23年6月30日)（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

（予防接種の定義及び予防接種を行う疾病の範囲）

第2条 この法律において「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果をさせるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。

2 その発生及びまん延を予防することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病(以下「一類疾病」という。)は、次に掲げるものとする。

- 一 ジフテリア
- 二 百日せき
- 三 急性灰白髄炎
- 四 麻しん
- 五 風しん
- 六 日本脳炎
- 七 破傷風
- 八 （省略）

3 個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病(以下「二類疾病」という。)は、インフルエンザとする。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

（定期予防接種の実施）

第3条 市町村長は、一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長〔特別区及び地域保健法(昭和22年

法律第 101 号)第 5 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市(第 9 条において「保健所を設置する市」という。)にあっては、都道府県知事とする。)の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

(第 4 条～第 10 条省略)

(予防接種による健康被害の救済に関する措置)

第 11 条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期的予防接種又は臨時の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第十三条に定めるところにより、給付を行う。

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

(実費の徴収)

第 24 条 第 3 条第 1 項の規定による予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。(以下省略)

予防接種法施行令(昭和 23 年政令第 197 号)抜粋

(定期的予防接種を行う疾病及びその対象者)

第 1 条 予防接種法(以下「法」という。)第 3 条第 1 項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項(予防接種法の一部を改正する法律附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えられる場合を含む。)の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者(当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者(インフルエンザにあっては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。))その他厚生労働省令で定める者を除く。)とする。

疾病	定期的予防接種の対象者
ジフテリア	1 生後 3 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者 2 11 歳以上 13 歳未満の者
百日せき	生後 3 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者
急性灰白髄炎	生後 3 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者
麻疹	生後 12 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者
風疹	生後 12 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者
日本脳炎	1 生後 6 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者 2 9 歳以上 13 歳未満の者 3 14 歳以上 16 歳未満の者
破傷風	1 生後 3 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者 2 11 歳以上 13 歳未満の者
インフルエンザ	1 65 歳以上の者

2 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

(定期の予防接種を行うことを要しない疾病)

第2条 法第3条第2項の政令で定める疾病は、日本脳炎とする。

母子保健法(昭和40年8月18日法律)

(目的)

第1条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医務その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(第2条 省略)

(乳幼児の健康の保持増進)

第1条 乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。

(第4条省略)

(国及び地方公共団体の責務)

第5条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前3条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

第2章 (母子保健の向上に関する措置の普及)

第9条 都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

(保健指導)

第10条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

(新生児の訪問指導)

第11条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であって、育児上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。ただし、当該新生児につき、第19条の規定による指導が行われるときは、この限りでない。

2 前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなった後においても、継続することができる。

(健康診査)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

1. 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
2. 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

(栄養の摂取に関する援助)

第14条 市町村は、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、栄養の摂取につき必要な援助をするように努めるものとする。

(妊娠の届出)

第 15 条 妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、保健所を設置する市又は特別区においては保健所長を経て市長又は区長に、その他の市町村においては市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

(母子健康手帳)

第 16 条 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

2 妊産婦は、医師、歯科医師、助産師又は保健師について、健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。

3 母子健康手帳の様式は、厚生労働省令で定める。

(妊産婦の訪問指導等)

第 17 条 第 13 条の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。

2 市町村は、妊産婦が前項の勧奨に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けるために必要な援助を与えるように努めなければならない

結核予防法 (昭和 26 年 3 月 31 日法律第 96 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによつて、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に関する施策を講ずるに当たっては、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めなければならない。

(第 3 条省略)

第 2 章 健康診断

(定期の健康診断)

第 3 条 (第 1、2 項省略)

3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)のうち、第 1 項の健康診断の対象者以外の者に対して、政令で定める定期において、保健所長(特別区及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

(第 4 項省略)

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 (昭和 31 年 6 月 25 日法律第 160 号) 抜粋

(目的)

第 1 条 この法律は、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用の推進のために必要な措置を講ずるとともに、人の血液の利用の適正及び献血者等の保護を図るために必要な規制を行うことにより、国民の保健衛生の向上に資することを目的とする。

(基本理念)

第 3 条 血液製剤は、その原料である血液の特性にかんがみ、その安全性の向上に常に配慮して、製造され、供給され、又は使用されなければならない。

2 血液製剤は、国内自給（国内で使用される血液製剤が原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造されることをいう。以下同じ。）が確保されることを基本とするとともに、安定的に供給されるようにしなければならない。

3 血液製剤は、献血により得られる血液を原料とする貴重なものであること、及びその原料である血液の特性にかんがみ、適正に使用されなければならない。

4 国、地方公共団体その他の関係者は、この法律に基づき施策の策定及び実施に当たっては、公正の確保及び透明性の向上が図られるよう努めなければならない。

（第4条省略）

（地方公共団体の責務）

第5条 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。

（献血推進計画）

第10条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定めるものとする。

（第2項以下省略）

（献血受入計画）

第11条 採血事業者は、基本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、都道府県の区域を単位として、翌年度の献血の受入れに関する計画（以下「献血受入計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（第2～第3項省略）

4 都道府県及び市町村は、献血推進計画に基づき、第1項の認可を受けた献血受入計画の当該地域における円滑な実施を確保するため、必要な協力を行わなければならない。

協議第30号 保健衛生事業の取扱い 参考資料

<p>宇城西部五町 合併協議会 (三角町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町)</p>	<p>1 各町保健(福祉)センターについては、施設機能を維持し新市に引き継ぐ。また、施設使用料は現行のまま新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 各種協議会、委員会等については、住民の健康づくり意識の低下を招かないよう、現状を踏まえ新市において設置する。</p> <p>3 成人保健・母子保健・予防対策事業等、保健事業については、現行を基本とすることとし、かつ、新市の一体性をできるだけ早く確保できるよう合併までに調整するものとする。</p> <p>(1)各種健診については、現行を基本とし、健診体制については単独健診を複合健診に移行できるよう調整することとし、平成17年度から実施するものとする。なお、実施内容、方法等については健診機関及び医師会との調整を図るものとする。</p> <p>対象者年齢については、検診内容ごとに調整する。 個人負担金については、現行の負担額を参考に調整する。 検診内容については、住民サービスが低下しないよう調整する。</p> <p>(2)成人教育については、新市において調整するものとする。</p> <p>(3)栄養改善については、地域の婦人会、老人会、子ども会等食生活の改善通じ、健康づくりの推進を図ることを基本にその内容等を踏まえ新市において調整する。</p> <p>(4)母子保健事業は、母子保健法に基づき母性及び乳幼児の健康保持増進に努めるべき責務を有すると規定されており、妊産婦、乳幼児に対する健康診査、訪問指導、相談事業等を実施すべく、関係機関等との連携を図りつつ、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(5)予防接種については、関係団体と協議しながら接種方法(集団・個別健診)、実施場所等合併までに調整するものとし、平成17年度から実施するものとする。</p>
<p>天草上島合併 協議会(大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町)</p>	<p>保健衛生関係事業については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1)協議会、委員会等同趣旨のものについては、合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>(2)健康づくりにかかわる住民組織については、新市において新たに設置する。</p> <p>(3)在宅当番医制委託事業については、現行のとおり新市に引き継げるよう関係団体と協議しながら調整に努める。</p> <p>(4)老人保健事業については、老人保健福祉計画を基に合併時に調整する。</p> <p>(5)検診事業については、各検診を地区ごとの総合検診として同時に実施できるよう調整に努める。また、市立病院については、検診機関としての体制の充実を図るとともに有効活用できるよう調整に努める。なお、検診機関については、合併までに調整する。</p> <p>(6)母子保健事業については、関係団体と協議しながら専門医による健診を実施できるよう調整に努める。また、健診内容等については、合併までに調整する。</p> <p>(7)予防接種については、関係団体と協議しながら個別接種の方向で調整に努める。ただし、乳幼児のポリオ・BCGについては、集団接種とする。</p> <p>(8)乳幼児医療費助成については、4町差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(9)献血推進事業については、回数・場所等、関係団体と調整し、現行のとおり実施する。</p>
<p>宇城東部二町 合併協議会 (中央町、砥用町)</p>	<p>(1)組織については、新町において新たに設置する。また、施設については、新町に引き継ぐ。</p> <p>(2)健康診査の取扱いについては次のとおりとする。</p> <p>対象年齢については、健診毎に調整する。 個人負担金については、概ね3割負担を基準に調整する。なお、70歳以上につ</p>

	<p>いては、概ね1割負担とする。</p> <p>(3) 予防接種については、住民サービスが低下しないよう調整する。なお以下の項目については次のとおりとする。</p> <p>麻しん予防接種については、中央町の例を基本として新町において調整する。</p> <p>高齢者インフルエンザ予防接種については、砥用町の例による。</p>														
<p>鹿本地域合併協議会（山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町）</p>	<p>1、乳幼児医療費助成事業については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から入院、通院ともに対象者を小学校就学前の児童とし、全額を助成する。</p> <p>2、母子保健事業計画については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、新市において新たに策定する。</p> <p>母子保健事業の実施については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から次のとおりとする。</p> <p>○乳幼児健康診査の実施については、集団健診とする。</p> <p>○乳幼児健康診査の対象児は、次のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="383 660 1117 840"> <tr> <td>乳児健診前期</td> <td>生後3か月児から生後4か月児</td> </tr> <tr> <td>乳児健診後期</td> <td>生後7か月児から生後8か月児</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健康診査</td> <td>生後1歳6か月児から生後1歳8か月児</td> </tr> <tr> <td>3歳児健康診査</td> <td>生後3歳0か月児から生後3歳6か月児</td> </tr> </table> <p>○乳幼児健康診査の実施場所については、現行を基本に新市において調整する。</p> <p>○精密検査については、現行のとおり医療機関で実施する。</p> <p>○その他の母子保健事業の取扱いについては、現行を基本に新市において調整する。</p> <p>3、予防接種事業及び結核予防事業の実施については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から次のとおりとする。</p> <p>○ポリオ及びBCG予防接種は、集団接種とし、三種混合、二種混合、麻疹、風疹、日本脳炎及びインフルエンザの予防接種は、個別接種とする。</p> <p>○ポリオ及びBCG予防接種は、集団接種とし、三種混合、二種混合、麻疹、風疹、日本脳炎及びインフルエンザの予防接種は、個別接種とする。</p> <p>○インフルエンザの予防接種については、接種に係る実費の一部として負担金を徴収する。なお、一部負担金の額については、新市において調整する。</p> <p>○結核レントゲン検診については、対象年齢を16歳以上とし、現行のとおり集団検診で実施する。</p> <p>4、老人保健事業計画については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、新市において新たに策定する。</p> <p>○老人保健事業については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から次のとおりとする。</p> <p>○老人保健事業において実施する健（検）診は、総合健診、複合健診、節目健診、基本健康診査とする。なお、基本健康診査、子宮がん検診及びC型肝炎検診については、個別医療機関においても併せて実施する。</p> <p>○各種健（検）診に係る実費の一部として負担金を徴収する。なお、一部負担金の額については、新市において調整する。</p> <p>○各種健（検）診の対象者は、19歳以上とする。ただし、節目健診、C型肝炎検診及び喀たん検査については、次のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="383 1803 1244 1937"> <tr> <td>節目検診</td> <td>30歳から60歳までの5歳刻みの年齢の者</td> </tr> <tr> <td>C型肝炎検診</td> <td>40歳から70歳までの者</td> </tr> <tr> <td>喀たん検査</td> <td>40歳以上の者</td> </tr> </table> <p>○その他の老人保健事業の取扱いについては、現行を基本に新市において調整する。</p>	乳児健診前期	生後3か月児から生後4か月児	乳児健診後期	生後7か月児から生後8か月児	1歳6か月児健康診査	生後1歳6か月児から生後1歳8か月児	3歳児健康診査	生後3歳0か月児から生後3歳6か月児	節目検診	30歳から60歳までの5歳刻みの年齢の者	C型肝炎検診	40歳から70歳までの者	喀たん検査	40歳以上の者
乳児健診前期	生後3か月児から生後4か月児														
乳児健診後期	生後7か月児から生後8か月児														
1歳6か月児健康診査	生後1歳6か月児から生後1歳8か月児														
3歳児健康診査	生後3歳0か月児から生後3歳6か月児														
節目検診	30歳から60歳までの5歳刻みの年齢の者														
C型肝炎検診	40歳から70歳までの者														
喀たん検査	40歳以上の者														